

近畿大学学生規程（大学院）

（平成 17 年 4 月 1 日）

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

（規則の遵守）

第 1 条 学生は、近畿大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）、近畿大学法科大学院学則（以下「法科大学院学則」という。）に定めるほか、本規程その他大学の諸規則を守らなければならない。

（自治活動）

第 2 条 学生は、健全な自治活動に努めなければならない。

（学内秩序）

第 3 条 学生は、個人、団体を問わず学内の秩序を乱してはならない。

（意見の申し出）

第 4 条 大学に対する希望あるいは意見等を申し出る場合は、所属研究科長又は、学生部長を通じて行わなければならない。

第 2 章 学生証

（学生証の交付）

第 5 条 学生は、入学と同時に学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証は、常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（学生証の返納）

第 6 条 学生証は修了、退学、除籍、又はその有効期間を経過したときは、直ちに学生部に返納しなければならない。

（学生証の再交付）

第 7 条 学生証を紛失したときは、直ちに学生部に届け出て再交付を受けなければならない。

第 3 章 誓約及び学生登録

（誓約）

第 8 条 入学を許可された者は、学生となるにあたっての誓約を行わなければならない。なお、その手続は別途入学手続マニュアルに定める。

（学生登録）

第 9 条 学生は、入学の際に所定の必要事項を登録しなければならない。なお、その手続は別途入学手続マニュアルに定める。

（身上異動届）

第 10 条 前条に基づく登録事項に変更を生じたときは、すみやかに学生部に届け出なければならない。

第 11 条 削除

第 4 章 学費

（学費納期）

第12条 学費は、所定の金額を前期、後期に分け、毎年前期は5月14日までに、後期は10月14日までに納付するものとする。ただし、研究科、専攻、学年次によって期日を変更する場合がある。

(延納・分納)

第13条 特別の事情のある者は、本学の承認を受けて、延納又は前条に定める各期の納付額を次の期日までに分納することができる。

(1) 前期分 5月20日 6月10日 6月30日

(2) 後期分 10月31日 11月30日 12月20日

2 延納の期日は、別に定める。

3 前項の承認を受けようとする者は、毎学年始め本学の指定する期限内に財務部資金室に願い出なければならない。ただし、納入期日が土曜日又は日曜日の場合は翌月曜日とし、振替休日の場合はその翌日とする。

(延滞料)

第14条 学費を所定の納入期日までに納入しなかった者は、延滞手続書類を財務部資金室に提出し、延滞料及び滞納学費を納入しない限り除籍とする。

第5章 試験

(試験注意事項)

第15条 定期試験、その他の試験においては、各大学院における規程のほか、次の事項を守らなければならない。もしこれを守らず受験した場合は、その試験を無効とする。

(1) 学生証を所持しない者及び学生証(写真等)の不備な者は、受験することができない。

(2) 試験の際は、必ず机上に学生証を提示しておかななければならない。

(3) 試験開始後20分以上遅刻した者は、試験場に入ることができない。

(4) 配布された試験用紙は、すべて提出しなければならない。

(5) その他試験場においては、すべて監督員の指示に従わなければならない。

(不正行為)

第16条 一切の不正行為を厳禁する。不正行為者に対しては、大学院学則第49条又は法科大学院学則第40条によって処分する。

第6章 欠席・休学・退学・除籍・復学・復籍及び再入学

(欠席)

第17条 病気、災害その他の理由により1週間以上欠席しようとするときは、所定の欠席届に欠席事由を証明する診断書等の書類を添え、各学部事務部を経て所属研究科長に提出しなければならない。

(休学)

第18条 病気その他やむを得ない理由で3カ月以上就学できないときは、その事実を証明する書類を添えて、所定の休学願を提出し、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度までとする。ただし、引続き休学を希望する者は、前項の手続を経て、引続き休学することができる。

3 休学できる期間は、連続して2年以内、通算して修業年限以内とする。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中の学生が、大学院学則第 39 条又は法科大学院学則第 29 条に定める休学期間の延長、大学院学則第 40 条、法科大学院学則第 30 条及び本規程第 23 条に定める復学手続きを行わなかったときは、休学期間中にかかわらず当該学期末又は当該年度末をもって除籍として取り扱う。

(休学中の在籍料)

第 19 条 休学中は、在籍料を納入しなければならない。ただし、諸会費は、全額徴収する。

(退学)

第 20 条 退学しようとする者は、所定の退学届に、学生証を添えて各学部事務部へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

(除籍)

第 21 条 学費を所定の納入期日までに納入しなかった者は、大学院学則第 41 条の 2 第 3 号、法科大学院学則第 32 条の 3 の規定により除籍する。

2 学費未納により除籍された者の在籍の最終日付は、すでに学費を納入した学期の末日とし、学長の決裁の日付を除籍決定日とする。

3 学費未納による除籍日は、次のとおりとする。

除籍日

前期学費未納者 7 月 31 日

後期学費未納者 1 月 31 日

(除籍者復籍)

第 22 条 学費未納により除籍となった者が復籍を希望するときは、所定の復籍願を各学部事務部へ提出し、許可を受けなければならない。ただし、除籍された年度内に限るものとし、年度を超えた復籍は原則として認めない。

2 復籍手続者は、所定の復籍料及び滞納した学費を納入しなければならない。

3 所定の期日を過ぎても学費の納入なき場合は復籍を認めない。

(休学者復学)

第 23 条 休学者が復学しようとするときは、休学期間中の 8 月 25 日から 8 月 31 日又は 3 月 1 日から 3 月 7 日までの間に所定の復学願を各学部事務部に願い出なければならない。

2 病気等による休学者が復学しようとするときは、「診断書」を添えなければならない。

(再入学)

第 24 条 所定の手続を経て退学した者が、再入学を希望するときは、次に定めるところにより審査の上、再入学を認めることがある。

(1) 所定の再入学願に、就学できることを証明する書類を添えて、各学部事務部に願い出なければならない。

(2) 再入学手続書類の提出期限は、退学となった学年度、翌学年度及び翌々学年度の 3 月 1 日から 3 月 7 日までとする。

(3) 再入学を許可された者は、所定の学費並びに再入学金を納入しなければならない。

(4) 退学となった年度内の再入学は、許可しない。

2 大学院学則第 41 条の規定によって退学した者のうち、標準修業年限を在学し、所定の単位を修得し、かつ博士論文の提出を目的として、再入学を希望するときは、次に定めるところにより審査のうえ、再入学を認めることがある。

- (1) 所定の再入学願を各学部事務部に願い出なければならない。
- (2) 再入学手続書類の提出期限は、退学となった学年度、翌学年度及び翌々学年度の3月1日から3月7日までとする。
- (3) 再入学を許可された者は、所定の学費を納入しなければならない。

(復学・再入学)

第25条 休学者及び退学者の復学又は再入学の年次は、原則として原年次とするが、事情により必ずしもこの限りではない。

(再入学・復学後の学費)

第26条 再入学者及び復学者の学費は、当該年次のものを適用する。

第7章 健康診断

(健康診断)

第27条 学生は、毎年1回以上定期的又は臨時に本学の定めるところにより健康診断を受けなければならない。

(診断結果の措置)

第28条 前条の健康診断の結果、休学、出席の停止、その他疾病の予防又は治療に関し、本学の指示に従わなければならない。

(病気復学)

第29条 前条による休学者が復学しようとするときは、「診断書」を提出し、学校医による健康診断を受けなければならない。

第8章 公示・通達

(公示・通達)

第30条 本学が学生に対する公示・通達する場合は、所定の掲示板掲示、電子メール配信その他の適切な方法にて行うものとする。

第9章 服装

(服装)

第31条 服装は、本学の学生としての品位を保つものでなければならない。

第32条 削除

第33条 削除

第10章 団体及び集会

(団体活動)

第34条 本学においては、学生の団体活動は、すべて公認の団体以外は認めない。

2 前項の公認の学生団体とは、第35条に規定する手続きを経て結成し大学の承認を得た団体をいう。

(団体の結成)

第35条 学生が団体を結成しようとするときは、部長及び学生の役員3名以上を定め、団体の規約又は会

則及び名簿各2部を作成し、学生部に提出し大学の承認を得なければならない。

2 前項の部長は、本学の専任教職員のうちから学生部長の推薦により、大学が委嘱する。

(学外団体)

第36条 学生又は学生の団体が学外団体に加入し、又は学外団体の活動に参加しようとするときは、当該学外団体の規約、会則及び参加者名簿を添えて、1カ月前までに学生部に願い出て、承認を受けなければならない。

(団体会員・役員の報告)

第37条 第35条の規定により設立された団体は、毎年5月10日現在を以って5月20日迄に役員及び団体会員名簿を学生部に届け出なければならない。ただし、該当団体がその所属する研究科、専攻全学生で組織する場合は役員名簿だけでよい。届け出のないものは、解散したものとして取り扱う。

2 団体の規約、会則その他届出事項に変更が生じたとき、又は団体を解散したときは、学生部に届け出て承認を受けなければならない。

(行事・集会)

第38条 学生又は学生の団体が学内又は学外において行事を行う又は参加しようとするときは、14日前(休講を必要とするときは21日前、海外で実施する行事は3カ月前)までに所定の行事許可願を学生部に提出し許可を受けなければならない。また、行事实施までに行事許可書を受領し、行事終了後7日以内にその結果を行事報告書として提出しなければならない。

2 合同練習、合宿、発表会、遊説、集団行進、示威、署名運動、募金、世論調査、物品販売等を行う場合には、行事許可願と同時に行事企画書及び収支計画書を提出しなければならない。また、行事終了後は行事報告書と同時に収支報告書を提出しなければならない。

3 削除

4 学生部長が必要と認めたときは、本学の教職員を出席させる場合がある。

第39条 有料の催物を行うときは、第38条の手続きを完了し、行事終了後は遅滞なく収支報告書を学生部に提出し、監査を受けなければならない。

2 免税による催物を行うときは、集会願、行事計画及び予算書に免税証明書を添えて学生部に提出し許可を得た後、免税証明書を所轄税務署に提出し催物終了後、収益金は、大学又は公共福祉団体に寄付しなければならない。

(施設の使用許可)

第40条 学内の施設を利用して集会を開くときは、あらかじめ第38条の手続きを経て、各学部事務部、総務部より使用許可を受けなければならない。使用許可を受けた者は、使用について全責任を負わなければならない。

(学外者の行事)

第41条 学生又は学生の団体が学外者を招く場合又は学外者の主催による場合等学外の者が関係する行事については、1カ月前までに学生部に願い出て、許可を受けなければならない。

第11章 印刷物等の発行・配布及び掲示

(印刷物等)

第42条 学生又は学生の団体が、新聞雑誌、パンフレット、ビラその他これに類するものを発行又は配布するときは、事前に当該配布物1部を添えて学生部に届け出て承認を得なければならない。

(掲示)

第 43 条 学生又は学生の団体が掲示しようとするときは、次の各号により学生部に届け出て承認を受けなければならない。

(1) 掲示物には、団体の正式名称又は責任者の氏名を明記すること。

(2) 掲示物の大きさは、180 cm×180 cmまでを原則とする。

(3) 掲示物の大きさにかかわらず、掲示物の全文の写しを学生部に提出すること。

2 掲示期間は原則として14日以内とし、掲示期間を過ぎた掲示物は、団体の責任者において撤去しなければならない。

3 掲示は、指定された場所以外にしてはならない。

4 前3項に違反した掲示は、関係管理者において撤去する。

(学外掲示)

第 44 条 学外において本学の名称を用いてなす掲示については、事前に学生部に届け出て指導及び承認を受けなければならない。

第 12 章 雑則

(団体の解散又は活動の禁止)

第 45 条 学生又は学生の団体の活動又は行為が、本学の目的に反し、又は本学の秩序を乱す恐れがあると認めるときは、これを禁止又は、解散させることがある。

(損害の弁償)

第 46 条 大学の施設及び工作物を汚損、撤去及び破壊してはならない。

2 前項に違反し、悪意を持って損害を及ぼした者には弁償させるものとする。

(罰則)

第 47 条 本規程に違反したものは、大学院学則又は法科大学院学則によって処分する。

附 則

この規程の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。